

2026年3月27日

各位

会社名 株式会社サーティーフォー  
(コード番号 310A TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役社長 唐橋 一孝  
問合せ先 取締役副社長 CFO 渡邊 和哉  
TEL 042-779-7766  
URL <https://www.thirty-four.co.jp/>

金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生に関するお知らせ

当社が締結している金銭消費貸借契約に関して、以下のとおり、財務上の特約に定める事由が発生いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発生した財務上の特約に定める事由の内容

当社が金融機関との間で締結している金銭消費貸借契約の一部において、財務制限条項が付されています。2025年12月期決算の結果、当社の単体貸借対照表における純資産の部の金額が、当該条項に定める基準を下回ったことにより、当該財務制限条項に抵触する事実が発生いたしました。

2. 該当する借入契約の概要および対応状況

販売用不動産（収益物件）購入資金

|           |   |
|-----------|---|
| 締結日       | 2025年2月27日  |
| 相手方の属性    | 金融機関  |
| 借入残高      | 251,997,544円（本日時点）  |
| 弁済期限      | 2050年2月27日  |
| 担保等       | 有担保、無保証   |
| 抵触した特約の内容 | 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2023年12月期末のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 |
| 対応状況      | 金融機関と対応について協議を進めております。  |

3. 今後の見通し

本件による当社業績への影響は軽微であります。当社は主要取引金融機関との間で長期的かつ安定的な取引関係を構築しており、定期的な情報共有および建設的な協議を継続しております。そのため、今後も主要取引金融機関からの継続的な支援が得られるものと考えており、当社の事業運営および資金繰りに重大な影響を及ぼすものではないと認識しております。

以上